

一般社団法人大学コンソーシアムひょうご神戸と 尼崎市との連携協力に関する協定書

一般社団法人大学コンソーシアムひょうご神戸（以下「甲」という。）と尼崎市（以下「乙」という。）とは、相互の人的、知的資源の交流と、物的資源の活用を図り、第1条に掲げる目的を推進するために協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙の連携のもと、尼崎市内企業とのインターンシップや就労体験及び就職イベント等の開催を通じて、大学生等のキャリア教育と就職支援の分野で相互に協力し、尼崎市内企業への就職促進と大学等の活性化に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携し協力するものとする。

- （1） 大学生等のキャリア教育と就職支援に関すること。
- （2） 学生に対する尼崎市内の企業の情報、合同企業説明会等の各種イベント等の周知に関すること。
- （3） その他、甲及び乙が協議して必要と認める事項。

（期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から協定締結日の属する年度末とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の一カ月前までに、甲又は乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに一年度間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲、乙が協議して別に定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

（甲）一般社団法人大学コンソーシアム

（乙）兵庫県尼崎市

ひょうご神戸

理事長

尼崎市長